

番号	質問	回答
1	導入案の検討方針について、面整備はウォーターPPPの業務範囲に含まれるのか。	面整備は含まれません。また、面整備は令和8年度末で完了する予定です。
2	ハイセラミック管の改築工事の発注方法について確認したい。	令和11年度からW-PPPの導入をした場合、令和8~10年度までは市発注となります。更新実施型を採用した場合、令和11年度からはウォーターPPP受託者からの発注となる可能性があります。更新支援型を採用した場合、これまで通り市発注となります。
3	ストックマネジメント計画に基づく更新工事とは具体的にどのような工事か。	ストックマネジメント計画の点検調査結果に基づく改築工事で、管更生工事や布設替え工事のことです。また、対象となる管種はハイセラミック管以外のものです。
4	更新支援型・更新実施型で国からの市への補助金額に違いはあるのか。	補助金額に違いはありません。
5	管路施設の導入案について、第2回説明会では「更新支援型+更新実施型」を含む6パターンがあったが、今回説明会では5パターンとなっている理由を確認したい。	更新工事の一部を実施型とすることを想定していたが、事業規模やエリアによって分けることが難しいと判断したため、今回の資料では削除しています。
6	ウォーターPPP導入により収益的収支は改善すると考えられるが、市の想定ではR7~R11年度は損失が発生すると想定されている。この損失が、ウォーターPPPの受託者が負担することにならないか。	現時点の経営状況に基づく想定では赤字となっていますが、4年ごとに使用料改定に向けた検討を行う予定であり、その際収支改善を図る想定です。ウォーターPPPの受託者には、適正な委託費をお支払いし、損失を負担することはありません。
7	更新実施型を採用した場合、管路施設における更新工事はどの程度市内企業へ配分されるのか。また、受託者から発注される工事の入札について、市内企業へ限定することは可能か。	更新実施型を採用した場合、受託者の裁量によって異なります。 他都市では、要求水準書で市内企業への再委託を規定している事例や、プロポーザルにおいて市内企業へ再委託する場合に加点する事例があります。
8	管路施設と処理場は、更新支援型と更新実施型をそれぞれ検討するのか。	管路施設と処理場は、それぞれ個別に更新支援型と更新実施型を選択することができ、適した方法を検討しています。
9	プロフィットシェアについて「官：民=5：5」や「官：民=10：0」の場合、事業者側にどのようなメリットがあるのか。	ウォーターPPPの要件としてプロフィットシェアがあり、その検討のためにアンケートで質問を設定しています。事業者の立場から、適切と考えられる割合を回答してください。
10	更新支援型でCM業務ありを採用した場合、受託者が保有する実施設計の情報漏洩を防ぐ対策はあるか。	仕様書において、情報漏洩の罰則を設ける等の対策を想定している。
11	更新支援型と更新実施型の判断について、アンケート結果によって決定するのか。	アンケート結果のみで判断するわけではなく、定性的・定量的評価と合わせて総合的に判断します。
12	スキームの検討結果に関する説明会は予定しているか。また、来年度以降の予定について確認したい。	検討結果に関する説明会は今年度末あるいは来年度早々の開催を検討しています。 現時点では令和8~9年度に公募準備、令和9年度末に公告、令和10年度にプロポーザルを実施し、令和11年度からのW-PPP導入を目指しています。
13	スキーム決定前に説明会の開催は予定しているか。	スキーム決定前の説明会は予定していないため、アンケートに忌憚のない意見を記入いただきたい。
14	ウォーターPPPの業務範囲に含まれない市発注業務について、ウォーターPPP受託者は受注可能か。	受注可能です。
15	ウォーターPPP導入後の執行状況はどのように公表するか。	現行の包括的民間委託では執行状況は公表しておらず、ウォーターPPPで執行状況を公開するかは未定で、今後検討していきます。 議会の質疑において、包括的民間委託の執行状況等について質問があれば回答しています。また、下水道ビジョンにおいても管理目標に対する進捗状況を公表しています。
16	更新実施型を採用した場合、施工業者に関する情報は公表されるか。	一般的な再委託と同様に、施工業者に関する情報は公表されないと想定されます。